

大津弘報

六月号 主要記事

第三回大津町臨時議会議会開催

大津町災害救助活用計画

町民税国保税第一期分を納めよう

納税組合表彰式挙行さる

危険物取扱主任者試験行はる

国民年金優良徴収団体表彰

交通事故をなくしましょう

カビ病による麦の取扱について

子供の誘かいやち漢に御注意

子供を事故から守るために

銃砲刀剣等の登録

「行政相談委員」の設置

真城地区婦人会「郷土美化」を宣言

大津町善意銀行開店

本年度社協総会開かる

健保一二五世帯を表彰

梅雨期から夏への健康管理

人事異動

B・Gの善行

農繁期臨時日雇労務賃金の支払について

三十八年度桑苗の予約申込を受付けます

長期降雨による米作の方向に就て

第三回大津町臨時議会開催

産業開発青年隊敷地の拡張

第三回大津町議会臨時会は五月十四日午前十時より議会場に於て招集されました。開会と同時に西本議長より会期議事日程を語り引続き本会議に於て坂本町長より議案第四十三号、第四十六号について提案理由の説明がなされ議案に対する質疑応答がくり返され全議案共に慎重

審議の結果万楊一致にて原案通り可決と決定されました。可決された議案は次の通りであります。
議案第四十四号町有財産（土地）の取得について外三件であり本案は産業開発青年隊の敷地拡張であり次の通り拡張されます。



大津町災害救助活用計画

第一 総 則

一、この計画は熊本県災害救助隊規則（熊本県規則第四一号、昭和三十年十二月八日）第九条に基く大津町災害救助分隊における救助活動に必要な対策及び実施要

領等を策定し、非常災害発生時における迅速的確な実施により罹災者の保護と社会秩序の保全を図るを以つて目的とする。二、この計画に於いて、非常災害とは

罹災者を放置することが、その者の保護と社会秩序保全のために許されない状態のときをいふ、災害の種類には制限なく、又その規模については相当多数の罹災者が同一原因に基づく災害を蒙つたときをいう。

二、この計画の実施は支隊長（泉岡池事務所長）の命令に基く分隊長の実施命令により始まり実施の終了によつて終る。分隊長は支隊長の命令をまつ暇なく救助を要する事態が発生した時は速に救助活動を開始すると共に状況を支隊長に報告するものとする。

第二分隊本部

一、非常災害発生の場合分隊本部を大津町役場内に置くものとする。

二、分隊本部は災害の状況に即応し救助対策を決定すると共に支隊及び各区との連絡その他災害の統合事務に当る。

第三 救助の実施要領

一、分隊長は災害の規模が大きく又は災害の発生の一瞬れがあると思えられる場合は速に隊員の招集を行い、救助活動実施の態勢を準備しなければならない。

大津町災害救助分隊編成表					
分隊長 部 長	班 長	班 員	業 務 分 掌 要 領		
分隊長 町 長	情報班長 (庶務係長)	總務課員 各 区 長	一、災害の情報蒐集並に支隊に報告連絡 二、災害状況及び救助対策の記録に関すること		
分隊長 助 役	總務部長 (総務課長) 文書係長 警備班長 (財政係長)	總務課員	一、各部班及び部落との連絡調整に関すること		
副分隊長 助 役	救助部長 (福祉課長) 衛生班長 (福祉係長) 衛生係員 衛生班長 (衛生係長) 經濟班長 (窓口係長)	救助係員 福祉係員 衛生係員 窓口係員	一、災害防禦計畫、調査及び氣象狀況の連絡 二、消防団員の掌握動員に関すること 三、一、罹災者の把握救助計画に関すること 二、救助物資の受領配分に関すること 三、応急付宅の炊出しその他他救助措置の実施 四、傷病者の救助措置に関すること 五、飲料水の確保及び保健に関すること 六、炊出し等に要する主食の確保配分		
	技術部長 (建設課長) 副部長 (経済課長) 水防部長 (消防團長) 各副團長	建設課員 經濟課員 消防係員	一、農耕地の災害の調査設計に関すること 二、用水路の応急工事及び耕地の復旧工事 三、一、災害の警戒予防活動に関すること 二、人命救助及び避難指導に関すること		

2、隊員は休日又は退延時において非常災害の発生又はその惧れがあると認める時は待機し、情勢判断によつて召集を待たず登庁し、所定の部署につかねばならない。

二、各部各班において必要により分隊本部に連絡員を派遣し、分隊長又は所属部長の指揮を受け且つ関係方面と緊密な連絡をとり救助その他の緊急措置をはかるものとする。

三、分隊長は管内に災害が発生したときは、速にその状況につき、各区長より報告を求めると共に実情を把握し、支隊長に報告しなければならない。

第四編成及び業務分掌

一、分隊の編成及び業務分掌は別表のとおりとする。

第五 取扱手續

一、各区長は、台風、出水、豪雨、地震、火災、爆発等による災害が発生したときは、速にその状況を取纏め適確なる数字を電話その他の方法により分隊長に速報するものとする。

大津町災害救助分隊編成表

最近 5 ケ年間の町税収入状況調

単位千円

年度 区分	3 3 年			3 4 年			3 5 年			3 6 年			3 7 年		
	調定額	収入済	歩 合	調定額	収入額	歩 合	調定額	収入済	歩 合	調定額	収入済	歩 合	調定額	収入済	歩 合
現 年 度	41.173	35.528	86	44.053	37.994	86	47.608	43.585	91	48.572	45.128	93	51.818	48.499	93.5
滞納繰越	10.209	6.941	68	8,807	5,002	57	8,205	4,446	54	6,473	2,945	45	5,394	1,830	36
計	51.382	42.469	84	52.860	42.996	81	55.813	48.031	86	55.045	48.073	87	57.212	50.329	88

1、本表の調定及収入額は町民税、固定資産税、軽自動車税（全期分）のみとする

2、34年35年36年37年は何れも 3月31日現在33年は5月31日現在とする。

危険物取扱主任者
試験が実施されます

危険物の製造所、貯蔵所、取扱所の所有者又は管理者は危険物取扱主任者免状の交付を受けている者を危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない、又危険物を取扱う場合主任者が立ち会わなければならない者以外の者は、取り扱ってはならないと云うことが、消防法で規定されています。

町の火災予防条例による少量危険物取扱所の関係者もこの主任者免状をもっていなければなりません。以上のようなことにより、現在危険物を取扱っている者又は事業所に務めている人で免状をもっていない人、今後危険物関係の仕事をしたと思う人は、次の要領により、昭和三十八年度熊本県危険物取扱主任者試験が実施されますので、受験資格のある人は振って受験して下さい。

一、試験の種類 乙種危険物取扱主任者試験（第四類）
二、受験資格 六月以上危険物取扱の実務経験有する者

三、試験の日時 六月十六日（日）午前九時三十分から三時頃まで

四、場 所 熊本県本学理学部中央講堂
五、願書の請求 熊本県総務部防災消防課又は県池田事務所総務課

六、願書の受付期間及場所 自五月十五日至六月十日熊本県総務部防災消防課
七、受験準備講習会 ①講習の日時、場所、六月十三日十四日、毎日午前九時三十分から午後四時まで、熊本市千葉城町県立図書館

②受講申込、申込書に記載のうえ会費六〇〇円、テキスト代三三〇円を添えて熊本市行幸町十九県防災消防課内熊本県危険物安全協会へ申込み、申込期日は五月十五日から六月十三日まで
③その他受講についてのお尋ねは消防係へ連絡下さい。

知事表彰を受けた
国民年金徴収団体

五月六日県立図書館ホールに於て坂田社会保険庁長官を迎え熊本県国民年金大会が開催されました。この席上大津町国民年金保険料徴収団体はその成績優良なる故を以て知事より表彰を受けました。
又去る三月には昭和三十七年度保険料の納入成績優良町として知事より感謝状を受ける等栄誉の上もありませ

んこの事につきましてはひとえに被保険者及徴収責任者皆さん方の並々ならぬ一致協力によるものと深く感謝致します

今後とも、隔年金業務に御協力いたゞき前年におとらなます、或、漸向上に励みたいと思ひます、何卒宜敷お願い致します

国民年金優良徴収団体表彰

社会福祉の一環である国民年金事務運営の根幹をなすものは何と言つても保険料の納付である事は御承知の通りであります。当町はその保険料の納付成績が良好であるとして年金局長、知事表彰と三回に亘る栄誉に輝きましたがこれも偏に被保険者並びに徴収組織体の御協力の賜と深く感謝致しております

過月大津町に於きましては三十七年度国民保険料徴収優良地区の表彰式が挙行され十二徴収団体に対し町長より表彰状並びに金一封の贈呈がありました。表彰地区団体次記の通り

記

優良地区		代表	
町	錦野国民年金徴収団体	今付とき	江藤はるの
〃	引水	坂本トキエ	
〃	森	岡本敏子	
〃	大林	木村シズオ	
〃	杉水上	杉水弘	
〃	灰塚	佐古カズ子	
〃	上中	今村惟則	
〃	吹田	大田黒トミニ	
〃	今村	三池秀敏	
〃	米山	金田末彦	
〃	古城	家入サカニ	

(年金小話)

ある死をめぐって……

ある村でこんな事例が起きている

死亡した夫は四〇才をこえたばかり、死因は胃ガンである一町歩以上を耕作する中流農家であり乍ら、競輪につかれて家を省みないので生活は苦しかった。このため妻が保険料の免除申請を出したが、固定資産の関係で免除は認められず却下となつた、妻は家を守る事で精一杯であつたし、又其の部落で国民年金反対を唱える人がいて其の影響もあつたのであろう、保険料は三六年四月以降未納の儘放置されていた、そうしした状況下で夫は入院診察の結果手術をしても無駄であると半月もつまいと言う

事だつた、その部落で保険料の集金を受持つている婦人会がこの話を聞いてこのまゝ死んでしまへば折角の母子年金ももらへない妻は病院に泊り込みでもあるし、事務柄が病人の死に結びつく事で話を持ち出す事もあるし、事柄がいつそわたしたしで立替ておきましようという事になつて過去一〇ヶ月余りの保険料が払い込まれたので母子年金の受給権者になつた事は勿論であるが、このことを契機にその部落の未納者が続々払い込みをはじめたのである

私達はこの話をどう受け取つたらよいのであらうかたしかに世間的には美談と言つてもよいかも知れないが素直に美談だとして吹聴することはとゞかれる胃ガンは今日の医学では不治だとされている、この患者を診察した医者はあと半月の生命だといつた。そしてその通り死は確実によつて来た

妻は納付組織のはからいで母子年金の受給者になつたこの場合制度の立場からいへばもうひとつスツキリしない話である、その反面婦人会にそうした知恵が生れた事は制度に対する理解と納付組織が地についた証拠でこれはよろこばしい事である。

願くは被保険者一人一人が「ころばぬ先の杖」で保険料を確実に納めてもらいたいものである。

みんなの心掛けで
交通事故のない住
みよい大津町を築
きましょう！

大津町議会は
去る四月交通
安全都市の宣
言を行い、交
通事故のない
住みよい町を
築くための心
構えを指示し
ましたが大津
町役場は五月
十一日より開
始された交通

安全旬間の行事として各方面を職場に招いて懇談会を開催するや、交通安全写真展、交通安全ポスター類の展示

番号	場 所	依 頼 者
1	上鶴1丁目	平 野 彦 太 郎
2	上鶴3丁目	市村上製材所
3	鶴口停留所	大 塚 忠
4	大津町役場前	総務課庶務係長
5	駅通り	麻 生 三 郎
6	室1丁目	高 木 整 骨 院
7	室4丁目	岩 上 商 店
8	中学通り	木 村 文 具 店
9	陣内停留所	上 岡 商 店
10	森停当所	藤 永 商 店

投書の回収は警察で行う

また、大津署、役場、交通安全協会の共催で五月十九日

大塚 仰庵、交通安全協会の共催で五月十九日は管内の各中学校の生徒に呼びかけて「交通安全大会」を挙行政況盛況でありました。十一日に開かれた交通安全懇談会には坂本町長、西本議長、浜田大津署長、大塚商工会長はじめ各学級、婦人会、青年団、県警本部、地方事務所に代表関係者三十三名が集り、長時間わたる「どのようになら交通事故をなくすること出来るか」について協議しました。

一方十九日に大津中学校で開かれた中学生の弁論大会は十数名の出場弁士が大変熱弁をふるい関係者を感激させました、この日の入賞者は次の通り。

天津中学二年 白石 幸春君

金鳳 三十と入

交通事故をなくする諸施策は次の通りですから町民のみならず皆さんの御協力を願います。

交通安全都市の宣言

四月町議会で交通安全都市の宣言が行われ、交通安全運動が展開されることになりましたので町民こそつて交通安全道徳を守りましょう。

二、交通安全旬間について

五月十一日から二十日迄が全国的に春の交通安全旬間です。大津警察署、大津地区交通安全協会から配付された「交通安全の概況」をもう一度見て、交通安全全国民運動に御協力下さい。

「交通安全事故をなくす大津町町民運動対策本部」の設置
五月十一日交通安全懇談会が開催され「交通安全事故をなくす大津町町民運動対策本部」を設けることになりましたので交通安全防止に御協力下さい。

四、交通安全モデル地区の指定

室農業高校前から上鶴一丁目の区間と大津高校前から文洋堂角の区間が「交通安全モデル地区」に指定されました。これらの区間では特に車輛の速度制限や対面交通を守り、自転車乗の二人乗も止めましょう。

五、飲酒運転の禁止

各種命令で車を運転する人には酒をすめない良い習慣をつくり、また車の運転をする人は絶対に飲酒運転をしないよう努めましょう。

六、交通安全運動諸施設の整備

近日中に交通安全運動として、交通安全塔、無免許運転投書箱、児童遊園地等の諸施設が設置されますから御利用下さい。

七、学童を交通事故から守るために

① 集団登下校をしよう。

② 道路は正しく横断し、車の直前直後の横断、斜横

③ 路上での遊びは事故のもと、自転車遊びや、求文

げは国道上ではやめましょう。

④ 土曜、日曜、休日は車の通行が頻繁で事故も多発

しています、遊びつかれて注意力も落ちていますので注意しましょう。

⑤ 幼稚園児や新入学児童には黄色の帽子をかぶせ子

八、国道上の物件放置をやめよう

国道上は交通がばいしいので、用件のない自動車の駐車や、自転車、単車の交通の妨害になるような置き方商品の道路にはみ出すような陳列をやめ道路を広く使うようにしましょう。

長雨のためカビ病による被害

麦の取扱について注意

長雨の影響を受けて発生し易い「カビ病」による被害麦の発生が本年もすでに各地におこっています。

これが登熟期もしくは、収穫後においても人畜に供与すれば有害であります。昨年もこれのために5、6頭のへい死の例を出しているので被害麦の取扱については、特に次の点に留意されるよう御知らせします。

記

1、麦の赤かびの毒性の程度及び持続性赤かびによる被害麦は大麦の外、エンパタ、小麦の何れも有毒である而し赤かびの種類によつて大差がある。

(4) 有毒性の感受性

極めて敏感なもの 豚、馬、犬

比較的敏感なもの 牛、羊、鶏

(5) 毒性分の持続性

煮沸によつても減毒しない又半年ないし3ヶ年の長期にわたる。

2、中毒症状

子供の誘かいや痴漢に御注意

東京都下に発生した吉原ちゃん誘拐事件、続いて埼玉県下に発生した女高生殺人事件は、社会に不安と恐怖を与えましたが、このような不祥事件が当地方においても何時発生しないとも限りません。

これはごく最近の事例であります。去る五月四日大津学校の便所に某高校二年生が隠れていて、便所に来た女生徒にいたずらをしようとした事件がありました。

この高校生は取調べの結果、ほかに五、六名の女生徒についても学校帰りやお使い帰りを待ち受けていたずらをしようとしたことが明らかになりました。

また五月六日には矢張川方面においても学校帰りの小学一年の女生徒を誘い出そうとした事件があつております。幸い何れも大事にいたらずに済みました。今後この種の事件の続発が予想されますので、次のことを守つて被害にからないようにして下さい。

記

◎誘かい事件の被害を防ぐには

・幼稚園(保育園)児等は送り迎えをする

・学童は組をつくつて登下校をする

・道路でも人通りの少ないところはさける

・女子や低学年等は暗かりを通らない

(4) 消化器にカタル症状を起し食欲不振となり、かつ下痢を発生し衰弱する。

(5) 豚、馬にあつては劇死することさえある。

3、発生した時の処理

(4) 直ちに給与を中止する。

(5) 軽度の場合は自然に治する重症のものは程度により異なるが栄養剤及び水分の補給などのほか対症療法により毒成分の自然排出をまつと同時に獣医師の診断治療を行うこと。

4、乳酸酸酵措置によつても毒成分は減毒しない。

5、利用法

(4) 甚しくかびの発生したものは廃棄すること。(5) 被害麦を数日、日光にさらせば、穀臭はなくなり、又食塩水で洗つて乾燥して与える。この場合良質の麦との混合割合を10%以下にすれば、鶏には殆んど害はない。

・見知らぬ男に誘われたり、道をたずねられたりしたときはついて行かない

・子供を遠くへ出さない・行先をはつきりさせておく

◎痴漢の被害を防ぐには

・夜間のひとり歩きをなるべくやめる

・なにかの都合で帰りが遅くなる時は、まよもつて家人に連絡して出迎えをもらうか、同じ方向に帰る信用ある人と連絡して出て帰るようにならなければタクシーなどを利用する

・昼間でも人通りのない、さびしいところを通ることはなるべくさける

・夜間はすこしぐらい遅まわりであつても明るい、そして人通りのある道を帰る

・変な男にあつてつけられたり、しつこく誘われたときには、附近の家か、駐在所に助けを求め送つてもらふようにする

・少年の犯罪者がきわめて多いので、相手が年少者であっても決して油断しないようにする

・婦女一人で留守をしているときには、押売りや御用聞き、初対面の来客などの応待は、必ず一定の距離をおいてしつかりした態度をとるようにする

◎勇気をもつて屈出を

誘かい事件や痴漢の被害を受けたときには直ちに警察に届出て下さい。

ことに痴漢の場合などは、被害者の届けが遅れると

▽……子供を事故から守るために……△

去る四月二八日阿蘇郡小国町で幼児四名が、遊ぶために冷蔵庫の中に入り死にますという事故がありました。また五月一八日は川崎市内においてもこれと同じような幼児の事故があつております。

適当な遊び場をもたない子供にとつてこのような事故は応々にしてありがちなことであります。また今後、季節的ないろいろな事故の発生が予想されますので大人は子供の事故の原因となるような危い環境を取り除いてやる

とともに子供の危険な遊びに充分注意しましょう。

◎大型の冷蔵庫や冷凍室をもつておられるところは扉の外側と内部が運動するような把手をつけておきましょう。

◎冷蔵庫や人の隠れられるような形状のものをしめるときは、中をよく調べましょう。

◎こわれたり、やけ残りの金庫、キャビネット等を放置しないようにしましょう。

◎古井戸、防空ごうなど不要で危いものは埋めるようにしましょう。

『行政相談委員』の設置と

その機能についてお知らせ

昭和三十八年度における当行政監察局管内の行政相談委員が、四月一日付で、県内一市三十六町二十村に各一名宛、行政管理局長官の委嘱によつて設置されました。大津町における行政相談委員は次の方です。

合志 武一 菊池郡大津町大字中島五一

(電話)大津二二

従来から行政監察局では、いろいろの役所の仕事のやり方を調べてそれが一層適正に、能率的に行なわれるよう改善を推進する「行政監察」という仕事のほかに、局の窓口でまたは県内各地随時に出向いて、国民の皆様の行政に関する苦情を承り、関係行政機関に連絡、あつせん等の方法によつてその解決を促進する「行政相談」という仕事を行つて参りましたが昭和三十六年度から県内主要市町村に「行政相談委員」を設置して、国民の皆様

警察の活動がますますしくなるばかりでなく、第二、第三の被害者を出す結果ともなりますので被害の有無にかかわらず届出て下さい。警察では被害者や関係者の名譽を傷つけないように秘密は固く守ります。

◎子供の刃物の持ち歩き、鉄砲つくり、吹矢、しゆり剣あそび等はやめましょう。

◎威力の強い打上げ花火や、煙火(火の火薬)を竹やびんなどの容器につめる遊びは非常に危険ですからやめましょう。

◎附近に川や水のある家庭は幼児の行動に充分注意し危険なところ近づけないようにしましょう。

――銃砲刀剣類等の

登録審査について――

銃砲刀剣類は所要の手续をとつて登録をしておかないと不法所持で処罰せられますので充分ご注意ください。

一、発見届を所轄(大津)警察署に出して発見届済証の交付を受けます。

一、毎月十七日龍本市藤崎宮社務所に於て受付登録を済ますこと。十七日休日の場合は翌日とする。手数料は一件につき二五〇円。(以上)

と行政監察局との中間にたつて、更に皆様の苦情申出の便宜をお計りすることとなつております。

この「行政相談委員」の仕事は、行政に関する苦情の申出があつたとき、(一)これを懇切に聴いて当局へ連絡すること、(二)この連絡に基づいて当局のつた結果を苦情申出人に伝達すること、(三)そのほか行政相談業務の趣旨の周知徹底を図ること等が、その主なものであります。従つて、日頃皆様が国の行政について

一、促進して欲しいと思つておられること

一、納得の出来ること

一、たまたま法律や、手続を知らなかつたために思ふやう不利な取扱ひを受けたこと

一、どの役所、どの係に行けばよいか判らないでいること

一、苦情を、直接関係の役所に持たず、其合が悪く、公平な第三者に間に入つて貰いたいと希望されること
 等、その他行政の問題で困りなどのこと
 等がありまして、気軽に、そして遠慮なく、この行政相談委員（居住地の市町村に行政相談員が置かれていないときは、近隣市町村の相談委員）まで申し出られて、積極的にこの制度を御利用下さるようお願いします。
 なお、当局の行政相談は、局の窓口受付も巡回行政相談所の開設も、これまで同様行なつて参ります。この相

昭和37年度分の個人の県民税所得割が払い戻し

されたり減額されたりする人があります。

●県民税の払い戻しや減額があるかもしれない人とは

昭和37年中に勤めを止めて退職したとか、扶養親族が増えたとか、所得が減つたりした人たちで、次のイ、ロへの三つの項目にすべてあてはまる人です

イ、昭和三十六年度分の所得税の納税義務があつた人で、昭和三十七年度分の所得税の納税義務がなくなつた人
 ハ、しかも昭和三十七年度分の県民税の所得割がかつた人

●なぜ払い戻しや減額が起るか

ご存じのとおり昭和37年度分の県民税所得割（以下簡単に「県民税」といいます）が増えましたが、これは都道府県の財政を少しでも豊かにするために昭和37年度分の所得税を減らして県民税へまわし、しかもこの二つの税の合算額では前の年より減税になるようにするといふ税制度の改正によるためであります。

そのためには三十七年度分の県民税については特別の控除をしてあつたのですが、それでもなお三十七年中に退職したとか所得が減つたとかその人の社会的な変動のため三十七年度分の所得義務がなくなつた人の中には県民税だけが aumentata になる人が出るためその分だけ返したり減額したりするのです。

●なぜこのような取り扱いがなされるのか
 前にのべたとおり、これは三十七年の社会的な身分の要動、経済上の不況などによつて生ずるものですが、そのような人の負担を前の年より重くならないようにするためにこの取り扱いを定めたものです。しかもこれは今回限りの取り扱いです。

●実際に払い戻しや減額がある人とは
 三十七年度の県民税をかけたとき特別に控除がしてあるた

談委員への苦情申出は、個人でも団体でも結構です。また形式ばつた手続もいらず、料金は一切不要です。

ただし、裁判関係の問題とか、既に検査済となつて捜査に着手している事件、或いは純然たる民事事件又は政治問題などは取扱いません。また苦情の内容によつては、申出人の名前だけでなく、いろいろと秘密にしたいという場合には、秘密の保持には遺憾のないよう取り計らいます。

めたとえ、上記のイ、ロ、ハのすべてにあてはまる人でも殆んどが払い戻しや減額が起らぬよう計算されていきます。特別の控除をしてもなお払い戻しなどが起る人たちにだけ適用されるわけです。

●申請しなければ払い戻しや減額はされない

あなたが、払い戻しや減額に該当するかもしれないと思われるときは、その旨の申請書を市町村長に提出して下さい。なお、該当すると認められる税金が還付されるときもこれに対しては還付加算金はつけられません。

●申請は六月一日から六月三〇日の間に
 して下さい。期限をすぎると払い戻し等はありません

六月一日以降に三十七年度分の所得税の納税義務がなくなつた人は納税義務がなくなつた日から一ヶ月以内に申請して下さい

●申請書は市町村役場にありません

●判らない点は最よりの県事務所税務課
 又は大津町役場の税務課の係員にお尋ねになつて下さい

県税一般について

土地や家屋を買つたり、もつたりされた方、或は家屋の新築や増築をした方には「不動産取得税」がかかります。これは申告制度になつておりますので、これらの事実があつた方は、その日から一四日以内に、住所氏名、取得年月日、取得価格、取得した土地、家屋の明細などを書いた申告書を市役所、役場を通して県事務所に提出してください。申告用紙は市役所、役場又は県事務所に用意してあります

毎月五日の日に

『税の相談日』を設ける

- 税務署では明るい暑づくりの一環として次の要領によつて、税の相談日を設けましたので御利用下さい。
1. 『税の相談日』は毎月三回、五日の日（五日、十五日、二十五日）に開催しますが、五日の日が日曜、祭日にあたるときは、その翌日に実施します。
 2. 税務相談は匿名相談として、税務署の管轄にかかわらず来署されるすべての相談者に開放します。
 3. 『税の相談日』における税務相談は、原則として係長以上の幹部が担当いたします。

◎六月の税務

1. 申告所得税の予定納税基準額の通知
通知内容
六月一日現在により計算した予定納税基準額、および第一期、第二期において納付すべき税額
2. 通知の時期 六月十五日
3. 予定納税額の減額申請
申請できる場合

郷土の美化宣言をした

真城地区婦人会

明るい郷土をつくるため真木地区婦人会は五月五日の夕子供の日々次のような郷土美化宣言をしました。これは十数年前から真城小学校の児童が毎日曜の朝、部落内の道路清掃を続けて来たのにしげきされて子供の日には婦人会幹部が学校を訪れて御礼の記念品を贈ると同時にお母さんの立場から部落づくりに乗りだすことを宣言したものです。

郷土美化宣言

環境は人をつくるといわれます。私どもの住む郷土を美しくすることは市民性を高め、公共精神を養うものであります。真木地区に於きましては十数年の長年月に亘り、小学校児童によつて毎週日曜日に道路の清掃が行われて来ましたが、この子供たちの行為は部落の人々の賞讃の的であり、感謝に堪えないところであります。

◎大津町善意銀行が開店しました

社会福祉協議会では次の要領で善意銀行を開店しました。皆様方の自発的な善意の預託をお待ちしています。

昭和三十八年分

申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合

2. 申請期限 六月三十日

密柑や苗などを使つた 自家用混和酒について

昨年四月から自家用の樽酒をつくつてもよいことになったことは御承知のことと思いますが、今年の四月からみかんや、いちごなどの果物類を使った自家用混和酒もつくれるやうになりました。

その果物類とは

みかん（温州みかん、紀州みかん、夏みかんに限る）
すもも、かりん、いちご、にんにく、くこ、しそ、
くわ、またたび、さるなし、とち、ぐみの十二種にか
ざられています。

これをつくるには、アルコール分二十度以上の酒類と、
味をつける糖類しか使用できません。また、これ売つ
たり、右以外の果物類（主として、りんごやぶどう）を
混和することは違反になりますから御注意下さい。

農村に住む私も婦人の最大の願いはぐもつと豊かにな
つて、明るい美しい生活かしたいというところでありま
す。私も婦人会はこの子供たちの美化作業に協力を誓
い郷土を美化する課題を私も自身のものとしてこれを
自らの力で堀りおこし、処理していくように努力したい
と願ふものであります。真城地区婦入会は茲に

一、道路を美しくする運動

一、花いっぱい運動の展開

一、蚊や蠅の撲滅

一、壁壁や電柱の広告物の整理

その他郷土を美しくする作業は勿論精神面の美化運動に
も努力するものであります。

昭和三十八年五月五日

真城地区婦人会

1. 趣旨

本銀行は、地域社会の一人ひとりのどんなささやかなも

のでも善意をお願いし、必要な人達にその善意を分け（払出し）互に扶けあつて社会福祉協議会が目的とする明るく豊かなまちづくりに役立つように善意銀行を設置します。

2. 機能

イ、善意銀行は、個人の持つてゐる技術・努力・施設・物品・アイデア等を預り必要な人に善意を分ける働きをします。

ロ、善意銀行は、社会福祉協議会の責任のもとに運営にあたります。

3. 運営

イ、善意銀行は、大津町社会福祉協議会に設けます。

ロ、善意銀行の業務は社会福祉協議会事務局においてあたります。

ハ、善意銀行の運営に要する経費並びに善意によつて預託された資産は善意銀行会計として運用します。

ニ、善意銀行の預託と払出及び資産の報告は社会福祉協議会が公告します。

4. 構成

イ、善意銀行理事は、社会福祉協議会長が次の部門の代表者の中から委嘱します。

ロ、賛助委員◎善意預託者◎善意銀行払出対象者◎社会福祉関係者◎字識経験者

ロ、善意銀行賛助委員

善意銀行賛助委員は、趣旨に賛同し善意銀行の運営経費として年額一〇千三百〇〇円以上を拠出する個人又は法人

本年度社協総会開かる

大津町社会福祉協議会の総会は五月七日室公民館で會員百六〇名出席のもとに盛大に挙行され、社会福祉協議会に功績のあつた七名に対し表彰状及び感謝状を贈り予算決算の審議、規約の改正等が行なはれ、地域組織活動のあり方と題して県社協事務局長西東忠男先生の講演がありました。

1. 昭和三十七年度の事業概要について

昨年度は共同募金還元金の算定方法の改正と香返返しによる寄附金等が大巾に増加したため収入は急激に上増しました。特に寄附金等の増加は社協運動に対する町民各位の理解と協力の現われであり運営上重要な財源となつて来しました。又福祉活動を強力に推進するため小地域の組織化を進むことが考えられ部落毎の福祉連絡会の結成を進

ハ、意善銀行預託者

善意銀行預託者は趣旨に賛同し、善意を預託する。

個人又は法人

ニ、善意銀行払出対象者

善意銀行の払出を申込み理事会で承認したもの。

5. 口座の種類

イ、技術口座

◎大工・左官・理髪・演芸・茶花道・スポーツ・レクリエーション・車輛運転業の技術の預託

ロ、努力口座

社会福祉、公共施設への奉仕及び防犯、交通事故防止、保健衛生等の奉仕活動の預託

ハ、現金口座

寄附金、賛助員の拠出金等

ニ、物品口座

◎衣料◎遊具◎建築材料◎樹木◎文房具図書及び古物品類の預託

ホ、福祉施設・遊園地・体育施設などの提供

ヘ、その他◎家庭奉仕、身の上相談など

6.

イ、善意銀行を利用しようとする人は、登録用紙によつて、善意銀行に預託し「善意通帳」を受けとるものとする。

ロ、善意の払出を受けようとする人は、希望する時期の一週前までに登録をし、善意銀行理事会の承認を得るものとする。

めた結果二十一の部落に連絡会が発足しました今後地域毎の会会の中から身近な問題を見出し部落ぐるみの活動によつてお互の福祉が増進されるよう期待するものであります。

尚映写機を購入し児童会、老人会その他の会合に於て有効に活用することが出来た。

2. 昭和三十八年度事業について

昨年度に引続き本年度は小地域の組織化とその活動を強化すべきで部落子供会、老人クラブ、保健福祉地区活動等地域ぐるみの組織活動として強力に盛上げて行くことにしています。事業としては児童の健全育成対策、老人福祉対策に主力を置き保健福祉地区として御願所、鍛冶村、瀬田の三部落百十世帯を対象に三ヶ年の予定でし合わせを高める運動を推進

します、又新しい試みとして善意銀行を開設します
3、規約の改正について

近年老人の福祉と言うことが論議されて近く関係法律も制定されると思われるが本年度より新に社協の組織内に老人部会を設けました、これで九つの部会組織になりますが理事として石原静雄氏が選出されました。

4、表彰

社協活動に熱意があり特に功績があつた人及び多額の寄附があつたの方々に表彰状及び感謝状を贈り

健康保険一二五世帯を表彰

福祉課 国保係

大津町国民健康保険では毎年健康家庭に記念品を配布していますが、国民健康保険の資格がある世帯で昨年4月から本年3月末までの1年間保険証を使用したことがなく保険料を完納している世帯に対し記念品を配布します。該当者には近日中に御通知しますが本年度は三十二百世帯のうち百二十五世帯となつています、いつも健康に注意して、病氣のない明るい家庭を作りましょう。

記 数	
錦野地区	6 世帯
瀬田地区	6 世帯
陣内地区	19 世帯
平真城地区	21 世帯
瀬川地区	21 世帯
大津地区	52 世帯
計	百二十五世帯

梅雨期から夏へ

かけての健康管理

一、夏の健康を守る運動

○六月廿一日し七月二十日迄は夏の健康を守る全国運動旬間です。

○伝染病予防のため晴天の日を選んでフトン、衣類、食器類の日光消毒を行。

○栄養をとること（先ず工夫、今日の献立明日への健康）

○蚊、ハエ、油虫の駆除（昨年配布した小冊子テキスト参照）

①食前と用便後、外から帰つたら必ず手を洗う手本を示すこと。

②生の食物に注意し食べすぎに注意する。

③夜おそくつめたものを飲んだり、ねびえをさせないように注意。

④無帽で長時間とナタに遊ばせぬこと。

ました。

表 彰 状

源川 政美殿	（民生部会）
大塚 敏子殿	（婦人部会）
紫藤 リキ殿	（保健衛生部会）
矢野 広喜殿	（身体障害者部会）
岡田 雄殿	（青少年部会）
合志 雄松殿	（区長部会）
大塚龍之亮殿	（陣内）

⑤ 気分の悪い時身体がだるい時、子供が元氣のない時何よりも先ず体温を計り、あやしかつたら早く病院へ（素人判断素人療法は子供の命と）

⑥ 体温計は是非とも一家に一本備えましょう。

※ 赤痢について

※ 五月末現在の菊池郡下の患者発生数一三三人、内中合志村二〇人（大津町の昨年の発生者数四人中死亡者一人で本年度は五月末日現在なし）

① 三十八度〜四十度の高熱があり腹痛と共に吐いたり下痢が数回も起る。

② 便には粘液や血及び膿もまじり早く医師にかゝれば、治るが二才〜五才位の幼児で赤痢菌が脳症を起すと疫病となり死亡することがある。

③ 赤痢の仲だちをするのは、寒バエ、油虫が主です。

④ 赤痢（疫痢を含む）の予防注射液はありません。

●疫痢について

①グッタリして急に元気がなくなり四十度位の高热がでる(但し手足はつめた)

②早く医師に診せれば助るが

A 発病後十時間以内に手当てすれば……死亡率十五%

B それから五時間おくれると……死亡率六十%

●日本脳炎について

①急に三十九度〜四十度位の高热がでて意識を失いケイレンを起しこの状態が続いて死ぬのが百人中三十人の割合

②たとえ助つてもバカになり一生治らないのが百人中三十人の割合

③完全に治るのが僅か百人中四十人の割合となつています。

※予防は蚊に食われぬこと、ヒナタで帽子をかぶること、予防注射をすること。

二、赤痢の集団発生防止特別対策について

赤痢の発生は年々漸減しつつあつたが本年頭初より保育園、養老院等集団給食施設に於ける集団多発の情勢下各施設の責任者はもちろん幼児の父兄におかれしも発生防止に努めると共に予防知識に留意され一般家庭と給食施設との結びつきについて自主的に活動される様をお願いします。

尚集団給食施設の給食婦の検便は毎月第二火曜の午前中保健所で無料で実施することになつてるので念のため申し添えます。

三、衛生害虫の駆除について

伝染病を運搬するのはハニ、蚊、油虫です、

四月二十五日の衛生大会時二人の講師が話された事又は昨年各世帯に一冊宛配布した「蚊とハニとネズミなどのいない町づくり」をも一度読みかえて各地区の衛生組合長さんは企画委員や衛生班長さんと納得のいく話し合の上合理的な一斉駆除を早急に実施される様お願いします。

四、特別清掃地区に於ける豚、ワトリ等の飼育について

このことについては「へい獣処理場等に関する法律」があり保健所長の許可を得なければできない事になつております。又例え許可を受けていてもその施設が悪く他に迷惑をかけ環境衛生上よろしくない場合は、菊池市北原菊池保健所 岩根課長連通報して下さい。

(衛生係)

※大津町衛生組合連絡協議会賛助会員加入者このことについて規約第四条第二項により申し出があり会費を納入されたのは次の通りです。

従つて薬品購入に当つては、なるべく賛助会員の薬品を購入入される様おすめします。

(第二号) 熊本市磨山町

熊本有恒社電話熊本⑥922 沢田 正名

(第三号) 福岡市下州崎町

近藤化学 電話福岡⑤236 山上修八郎

(事務局)

人事異動

三十八年三月三十一日

退職

福祉課養老院長 合志 法龍

建設課建築課長 清水 強

福祉課矢護川診療所長 橋口 正徳

真木小学校使丁 芹川 トシ

三十八年四月一日

新任 建設課建築係勤務 田上 弘

真木小学校給食婦 柄 洋子

大津小学校 竹村カツ子

給仕 池田マサヨ

岩坂小学校給食婦 清藤トシエ

源田 木村 泰子

三十八年四月五日

養老院長(元税務課長 姫野 勇

建設課建築係長兼務 藤本 熊喜

福祉課国保係(元税務課 西内 康夫

福祉課国保係(元税務課 大塚義美智

取入役室(〇〇) 木村 守

福祉課衛生係(福祉課) 中栗 伸義

税務課徴収課(福祉課) 三池 博

賦課係(〇〇) 清藤 純三

福祉課国保係(診療所) 荒木 昭夫

税務課長(課長補佐) 小柳 温子

三十八年五月十三日 金田 忍

免大津町消防団長 高木 俊行

大村 遊

B・Gの善行

大津局消印五月二十三日附を以て温かい左の手紙と共に

金百円同封の書状がよせられました。

始めてお便りします。

私は去る某日、この養老院を知り、訪れた者です。少ないながらもお金が少しでも役に立てばと思つています。

大津町養老院へ

原文のまゝ。善意にこたえてご意志のように役立たせていたとします。心からお礼申し上げます。

昭和三十八年五月二十五日

大津町養老院長

大津町室敷通 大塚寿一氏死亡により香典返しとして金一封養老院へ寄附がありました 一金五、〇〇〇円

慰問された方々

養老院

引水婦人会（会長坂本トキ子） 室板垣大師信者一同
大津小学校鼓笛隊 旭志村婦人会代表者 赤峯ヨシエ外
南部地区民生委員（代表者大田鉄治）
淵水村役場外民生委員三名
護川今村青年団（代表家入英俊）
平川花柳流御所原坂本ノリ子

社会福祉協議会寄附金

月日	住所	氏名	金額	要旨
五、四	本町三丁目	大塚樹也	一〇、〇〇〇円	亡父樹一殿の香典返し
五、一四		B、G 二人	五〇〇	第十一回目社会福祉事業費に
五、一八	錦野	立石義一	五、〇〇〇	亡妻スミエ殿の香典返し
五、二八	下陣内	江藤公介	五、〇〇〇	亡父整殿の香典返し

農繁期臨時日雇労働賃金の支払について

大津町農委委員会では去る五月二十二日委員会を開催農繁期を前にして平時の農村労働力不足に対する臨時日雇労働賃金について長雨の被害による麦作の不作等を考慮し左記の通り申し合せ町長の意見に従い決定しましたので全体の御協力が得られるよう報告します。

田植時の団子作りは全廃しましょう

前号通り委員会に於ては労力の減少に伴い家事従事者といえど労力の増減をはかるため慣行となつてゐる田植団

記

一、三十八年度麦取穂田植労働賃金（二食付）

男 六〇〇円

女 五〇〇円

子作りも全廃する様申合せがなされたので御協力下さい（農委委員会）

三十八年度桑苗の予約申込を受付けます

日本の養蚕は旧主産地（関東及中部地方）より新しい主産地（西南九州）へ移しつつある事には御承知の事と思ひます熊本県においても先般来新聞等を通じて報道されております通り主産地形成え一大変動を展開中でありますが本町においても先月号弘報を通じて報告しました通り本町の特性を考慮し山麓畑地帯の主要産業として振興施策を計画致しております。何としましても桑園の増反が先決であります。桑苗については本郡に多量生

産はされますものの県内の需給調整上の問題として早期予約申込を要請されて居りますので希望者は早め申込まれる様御願ひ致します。

申込期限は七月十五日まで

桑苗申込については最寄りの養蚕組合を経由して郡養蚕連大津支部（所在地護川農協内電話三、三五五）へ申込んで下さい尚養蚕組合のない地区では役場経済課又は前記支部へ直接申込んで下さい。

更に桑苗の価格植栽本数植栽等又は新養蚕振興等について
て質疑等がありましたら前記支部又は役場経済課へ御問

合せ下さい。

長期降雨に依る米作の方向に就て

西雨暖地九州地区に於ける異状天候の長期降雨に依る麦
類養殖生産被害は農家経済の不安定見るに鑑み本年の米
作の生産増強に依り所得の安定を計るため前半作に基き
大津町集団防除実施計画を立て実施の萬全を期すること
とした。

大津町苗代集団防除実施計画

長期の降雨に依り日照時数が少なく軟弱徒長の生育の現
況となるイモチ病及びウイルス病の発生を防止と見られる
苗代健苗育成のため県の警報発令もあり大津町として警
報第一号を発令する。

実施要項

- 1、薬剤及び防除の効果を図るため集団防除とする。
各農協地区を主体として部落全員参加の上実施する。
- 2、実施期間 大津町全地域

自 六月一日 至 六月十五日

水田除草剤は除草効果が大きくて 魚貝類に被害のない新しい 除草剤を使いましょう

安心して使える新除草剤

新除草剤には次のものがあります

マビカ、ニップ、カゾコン

- ①これら新しい除草剤はノビエ、一般雑草はもちんぷ
C Pで除草出来なかつたマツバエ（ウシグ）カヤツリ
グサにも良くきます

- ②新しい除草剤を使う場合は次のことに注意して下さい
○早期栽培の水田使用の場合は指導者に相談しましょう
○除草剤を散布するときは必ず水をためてから散布しま
しょう

しゅう

金婚夫婦該当者調査について

前日は第五回金婚夫婦表彰を本秋九月初旬から十五日
の「老人の日」までの期間を考えております。
左記に該当します方々は当課迄連絡ください。

記

一、今回表彰の夫婦

大正二年一月一日 期間中に結婚された
大正二年十二月三十一日 方々です。
二、六月十日までに出してください。

(福祉課)

熊本
大津町役場